

平成 22 年 7 月 6 日

各 位

会 社 名 細谷火工株式会社
代表者名 代表取締役社長 島井 武四郎
(J A S D A Q ・ コード 4 2 7 4)
問合せ先
役職・氏名 専務取締役 細谷 譲二
電話 0 4 2 - 5 5 8 - 5 1 1 1

訴訟の取下げに関するお知らせ

平成 22 年 6 月 8 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしました訴訟内容（別紙）のとおり、当社元監査役細谷理一が提訴しました損害賠償請求事件訴訟について、新監査役会は、今回の株主訴訟の経緯等について、訴訟請求を提起した株主の証言内容及び損害賠償請求事件に係る資料等を吟味した結果、元監査役細谷理一及び関係者の利に反する虚構の上に成り立った提訴であると判断し、さらに手続き上も、重大な瑕疵があると判断したので、訴訟の取下げをおこなうこととし、本日、全部の取下げ書を、東京地方裁判所立川支部民事第 2 部 1A 係に提出し、受付されましたのでお知らせいたします。

以 上



平成 22 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 細谷火工株式会社
代表者名 代表取締役社長 島井 武四郎
(JASDAQ・コード 4274)
問合せ先
役職・氏名 専務取締役 細谷 譲二
電話 0 4 2 - 5 5 8 - 5 1 1 1

訴訟の提起に関するお知らせ

今般、平成22年6月3日付けで当社現監査役である細谷理一より、当社代表取締役、当社取締役及び当社元代表取締役に対する訴訟の提起を行った旨の連絡を受けましたので、お知らせいたします。なお、下記の内容は、当社監査役細谷理一の作成にかかるとのものです。

記

1. 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所立川支部 平成22年6月3日（訴状送達日 未定）

2. 当該訴訟を提起した者

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 商 号 | 細谷火工株式会社 |
| (2) 本店所在地 | 東京都あきる野市菅生1847番地 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 常勤監査役 細谷 理一 |

3. 訴訟を提起した相手

当社代表取締役 島井 武四郎
当社取締役 細谷 譲二
当社取締役 古山 雄一
当社元代表取締役 細谷 文夫

4. 当該訴訟の内容

(1) 請求内容

善管注意義務違反に基づく損害賠償請求（1億767万円及び対する訴状送達日の翌日から支払済みに至るまでの年5分の割合による金員）

(2) 請求原因の概要

(ア) 当社は、火工品の製造、販売及び輸出入等を目的とし、取締役会及び監査役を設置している株式会社である。

被告細谷文夫（以下「文夫」という。）は平成17年6月20日に当社の代表取締役に再任され21年11月4日まで当社の代表取締役であった。被告島井武四郎は平成17年6月20日に当社の取締役に再任され、平成20年10月20日からは代表取締役に就任している。また、被告細谷譲二は平成18年6月20日から、被告古山雄一は平成19年6月27日から当社の取締役である。

(イ) 利益相反取引に基づく損害賠償責任

①利益相反取引

当社は、平成20年8月8日、文夫との間で文夫の所有する東京都あきる野市菅井字大沢1906番2のうち原野からなる総面積47,888平方メートルの土地(以下「本件土地」という。)を1億8700万円で譲り受けることを約し(以下「本件売買」という。)、同年8月12日に当社は代金を支払い、同年8月15日に文夫から所有権移転登記手続を受けた。

② 取締役会承認決議

当社は、平成20年7月25日に開催された取締役会において、本件売買について承認決議をした。

③ 本件土地に関する経緯

本件土地は、文夫が父親の細谷政夫(以下「政夫」という。)から、平成19年7月15日に相続したものであるが、当社は政夫との間で、昭和50年6月に1億560万9000円の対価を支払って本件土地の地上権を取得している。当社は、かかる地上権設定につき昭和50年6月27日に開催された取締役会において承認決議をした。本件土地の地上権の取得価格は、1坪当たりの評価額を1万2000円としてこれに100分の60を乗じた上で、総面積1万4668坪を乗じることにより決定している。すなわち、本件土地の地上権割合を60パーセントとして地上権価格を決定したものである。

その後、当社は本件土地の造成工事に関し、1億円を支出している。

④ 売買価格の決定方法とその不当性

本件土地の売買価格については、固定資産税評価額すなわち宅地については2億1135万6680円、原野については40万4282円にそれぞれ1.1及び40.0を乗じて相続税評価額を算出し、これに底地割合60パーセントを乗じた上で公示価格とするため0.8で除して1億8700万円としている。すなわち、底地割合を60パーセントとして売買価格を決定したものである。

しかしながら、昭和50年6月27日に開催された取締役会では本件土地の地上権割合を60パーセントとしたにもかかわらず、平成20年7月25日に開催された取締役会では同じ本件土地の底地割合を60パーセントとして売買価格を決定しており、本件土地の売買価格の決定方法は明らかに不当である。結局、当社は、本件土地の取得にあたり、合計120パーセントの価格を支払ったことになる。

また、本件土地の価値を増大させた造成工事費用が全く考慮されていない。

さらに、被告らは、平成20年5月8日に開催された取締役会において本件土地の購入に関し、当時の島田監査役が「不動産鑑定士を活用し、評価等を確認しながら慎重に進めるべきと考える。」と発言したにもかかわらず、本件土地につき不動産鑑定士の評価証明書を一切徴収していない。

⑤ 適正な売買価格と当社の損害額

本件土地の売買価格については、昭和50年6月27日に開催された取締役会で地上権割合を60パーセントとしていることから、底地割合は40パーセントとし売買価格を計算すべきである。また、造成費用1億円については底地割合40パーセントにあたる400万円を文夫の負担として売買価格から控除すべきである。

以上より、適正な売買価格は公示価格3億1082万9535円に40パーセントを乗じた額から4000万円を差し引いた8433万円(1万円未満切捨て)となり、当社は、1億267万円の損害を被っている。

⑥ 鑑定結果

なお、当社の監査役が個人的に依頼した鑑定によれば、③で記載した本件土地に関する経緯を考慮した結果、1億2400万円との鑑定結果が出ている。もっとも、この鑑定は造成費用の清算をしていないことから、造成費用の清算をした⑤の価格、すなわち8433万円が適正な価格である。

(ウ) 善管注意義務違反に基づく損害賠償責任

① 文夫の取締役就任

被告島井武四郎、細谷譲二、古山雄一は、平成21年6月23日に開催された第58回定時株主総会において、文夫を取締候補者とした取締役選任議案を提出し、文夫を取締役に選任せしめた。

しかしながら、文夫は平成20年12月29日に脳梗塞で倒れ、第58回定時株主総会当時は回復不可能な病状で草花クリニックに入院中であり取締役としての職責を全うできる状態になかった。それにもかかわらず、被告島井らは、文夫の健康状態を秘匿して取締役候補者としたものである。

文夫は、同年11月21日、東京家庭裁判所立川支部において後見開始の審判を受け、同月4日付で取締役を辞任している。

② 当社の損害額

当社は、文夫に対し、報酬として月100万円を支払っていたのであるから、辞任するまでの計5ヶ月間の報酬500万円が当社の損害である。

(エ) よって、当社は、被告らに対し、会社法423条1項に基づき、連帯して、本件売買及び文夫の取締役就任に基づく損害額の合計1億767万円並びにこれに対する本訴状送達の日の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による損害賠償金の支払を求める。

5. 訴訟に至った経緯

平成22年5月31日 株主より内容証明郵便にて、当社監査役に対して被告等に対する訴え提起請求がありました。

平成22年6月3日 監査役会非設置会社で当社監査役として、本民事訴訟提起を決定しました。

6. 今後の見通し

本訴訟提起により、当社の財政上の問題として、訴訟関連費用等の発生が見込まれますが、訴訟の判決によっては変わってくるものと思われれます。過去の当社損害にかかる賠償額を極大化すべく裁判の場において事実を明らかにして参ります。本件は、当社代表取締役及び当社取締役並びに当社元代表取締役に関する問題であり、本訴訟提起が当社に及ぼす影響は決して小さくないものと考えますが、昨年来、本件土地取引に関し、一部株主様から当社経営陣と異なる意見が出ておりましたので、此の機会に本件土地取引について裁判所の判断をおおぐことは当社のコンプライアンス体制増進の上で好いことと思っております。